

国立大学法人東京外国語大学特任外国語教員等に関する規程

〔平成16年4月1日〕
規則第66号

改正 平成17年 6月28日規則第37号 平成17年11月22日規則第88号
平成18年 3月28日規則第19号 平成18年 9月26日規則第50号
平成19年 2月27日規則第 5号 平成21年12月 1日規則第144号
平成22年12月 1日規則第63号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学職員就業規則（平成16年規則第52号。以下「就業規則」という。）第4条第2項に基づき、国立大学法人東京外国語大学に勤務する特任外国語教員及び外国人教師に関する任期、給与等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 「特任外国語教員」とは、外国語を母国語とし、外国語科目および専門教育科目の担当を主な職務とする任期付常勤教員で、国立大学法人東京外国語大学設立の日（平成16年4月1日）以降に採用された者で次項に規定する外国人教師以外の者をいう。

2 「外国人教師」とは、国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号）第30条の3に基づき、東京外国語大学で平成16年3月31日まで外国人教師として学長と勤務の契約を締結していた者で、国立大学法人東京外国語大学設立の日以降においても引き続き同法の規定に準じて勤務の契約を締結する者をいう。

(任期等)

第3条 特任外国語教員の任期は2年とする。ただし、学長が必要と認めた場合は、2年以内の期間を任期とすることができるものとする。

2 特任外国語教員の任期は、学長が必要と認めた場合は、原則として2度を限度として更新できる。

3 外国人教師の招聘期間は原則2年間とし、会計年度ごとに雇用契約を締結する。ただし、必要と認めた場合は採用の日から4年を限度として更新することができる。

(招聘手続き)

第4条 学長は、特任外国語教員を採用するにあたっては、教授会の議に基づき選考を行うこととし、候補者が決定次第、専攻、担当科目、担当時間数、任期、給与額、赴任旅費等の条件を詳示した招聘状を発する。

(給与)

第5条 特任外国語教員には、別に定めるところにより、次に掲げる給与を支給する。

- (1) 基本給
- (2) 地域手当
- (3) 住居手当
- (4) 通勤手当
- (5) 期末手当及び勤勉手当

(6) 退職手当

(給与の決定)

第6条 前条第1項第1号の決定にあたっては、別表第2特任外国語教員等の号俸格付基準表により、別表第1特任外国語教員基本給表のとおりとする。

2 前条第1項第2号の地域手当は、別表第1の基本給額に100分の12を乗じて得た額とする。

3 経験年数の換算は、別表第3経験年数換算表のとおりとする。

4 前条第1項第3号から第6号の決定にあたっては、他の常勤職員の規程に準ずるものとする。ただし、第3号の住居手当の支給は、自ら居住するため住居を借り受け、月額23,000円を超える家賃を支払っている特任外国語教員にあつては、家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が39,000円を超えるときは、39,000円）に11,000円を加算した額を支給する。

5 前条第5号の算定における役職別段階加算額は、前条第1項第1号及び第2号の合計額に100分の15を乗じて得た額とする。

(称号授与)

第7条 学長は、特任外国語教員及び外国人教師が本学の教授又は准教授と同等以上の資格があると認められる場合には、客員教授又は客員准教授の称号を授与する。

(雑則)

第8条 特任外国語教員及び外国人教師の就業に関し、この規程に定めのない事項については、就業規則及び関係規程の常勤教員に関する規定を準用する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 外国人教師の給与等について、この規程に定めのない事項については、引き続き「外国人教師の取り扱いについて」（昭和44年4月16日文大庶第252号文部次官通知）その他関係規定を準用するものとする。

附 則

この規程は、平成17年6月28日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

2 第2条第2項の外国人教師の平成17年12月1日における基本給月額、次表の定めるところによる。

号	基本給月額
1	345,000円
2	391,800円
3	439,700円
4	484,500円
5	528,400円

6	572,300円
7	607,200円

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き特任外国語教員基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に100分99.59を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、それを切捨てた額）に達しないこととなる職員には、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。
- 3 切替日に特任外国語教員基本給表の適用を受けることとなった職員で、切替日の前日において第2条第2項の外国人教師であった者の切替日における基本給月額が、その者が切替日の前日に特任外国語教員として採用された場合における基本給月額に達しないこととなる職員には、第2項の規定に準じて、基本給を支給する。
- 4 第6条中「100分の12」とあるのは、平成18年4月1日から平成19年3月31日の間においては、「100分の11」と読み替える。

附 則

この規程は、平成18年9月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

別表第1 特任外国語教員基本給表

号	基本給月額
1	340,300円
2	377,500円
3	411,800円
4	444,200円

別表第2 特任外国語教員等の号俸格付基準表

号	大学卒業後の経験年数	短期大学卒業後の経験年数
1	0年以上～7年未満	0年以上～10年未満
2	7～14	10～17
3	14～21	17～24
4	21年以上	24年以上

(注) 上記以外の学歴を有する者については、初任給、昇格、昇給等の基準及び基準運用に関する細則別表第5 修学年数調整表によりいずれか有利な方の学歴に調整するものとする。

別表第3 経験年数換算表

		換算率
外国政府等公的機関又は教育・研究機関の職員としての在職期間	教育・研究系職員として在職した期間	100/100
	その他の期間	80/100
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間 (正規の修学年数内の期間に限る)		100/100
民間会社の職員としての在職期間		80/100
兵役期間、牧師、修道女等の期間		80/100
その他の期間	教育、研究等に関する職務に従事した期間で、その職務についての経験が直接役立つと認められる期間	100/100
	その他の期間	50/100